

いじめ防止基本方針

平成26年6月(令和6年3月改定)

常総市立石下西中学校

はじめに

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第13条の規定に基づき、また「いじめ防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」(以下「県の基本方針」という。)を参酌し、いじめの防止等をするため、「常総市立石下西中学校いじめ防止基本方針(以下「石下西中学校のいじめ防止基本方針」という。)」を策定いたしました。

生徒にとって安全・安心で居心地の良い学校生活を送ることができる学校を実現し、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていきます。いじめはどの生徒にも起こりうること、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳を守り、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組んでまいります。

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を図っていきます。生徒に対しても、全校集会や学級活動等で常にいじめの問題に触れることにより、いじめは人として絶対に許されないとの雰囲気为学校全体に醸成していくことが学校の責務であると考えています。

今後、この「石下西中学校のいじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域住民、その他関係者と協力して、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本校に係る皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

令和6年3月

常総市立石下西中学校長 船越 計雄

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」(いじめ防止対策推進法 第2条)なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) 基本理念

いじめは、全ての生徒に係る問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

(3) いじめの禁止

いじめ防止対策推進法第4条「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

(4) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の目標とする。

- | | |
|------------|------------|
| ア 未然防止への取組 | イ 早期発見への取組 |
| ウ 早期解消への取組 | エ 関係機関との連携 |
| オ 教職員研修の充実 | |

2 「石下西中学校いじめ防止対策会議」の設置

- (1) いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。
会議は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、学年主任、養護教諭、その他校長が必要と認める者で構成する。月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会とし招集する。
- (2) 会議は次に上げる事務を所掌する。
- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - イ いじめの未然防止や早期発見に関すること。
 - ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること。
 - エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
 - オ いじめの相談窓口として相談を受けること。
 - カ 教職員研修の企画、立案に関すること。
 - キ 生徒向けの研修や情報モラル教育に関すること。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

ア 授業、学級活動

生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

イ 生徒会活動、学校行事、部活動

いじめに向かわない生徒を育成するため、生徒会活動、学校行事及び部活動の中で、全ての生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

ウ 教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う生徒との個別面談のときにも、自分自身だけでなく、他の生徒がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。

エ 教育活動全体を通して

いじめはどの生徒にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、生徒の観察等を行うことで、生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努める。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、当該生徒へ個別に声かけや相談等早い段階から関わりをもち、的確に状況の把握をする。

オ 生徒の主体的な活動

いじめの被害を受けている生徒が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けることができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート等の互いに認め合い支え合う主体的な活動を支援する。

カ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

(2) 早期発見

教職員は、いじめほどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から生徒へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

ア アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を月1回行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめ、自分や身の周りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入させる。

イ 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえ関係づくりに努める。

ウ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室の利用とともに、電話やオンライン相談窓口など、複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

(3) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめの防止対策会議」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を県教育委員会に報告する。発見・通報を受けた職員は、直ちに報告をする。その後組織が中心となり、関係生徒から事情を聴き取る等、いじめの有無の確認を行う。被害・加害生徒の保護者に必ず連絡する。

ウ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して協力して対応する。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

オ 重大事態の調査と報告（詳細は5）

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であった

か、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。その調査結果については、県教育委員会に報告する。

4 関係機関等との連携

(1) 保護者

法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。さらに、個別面談等で生徒の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。なお、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、違法行為が疑われる場合は、直ちに警察に通報する。

5 重大事態への対処

(1) いじめの重大事態とは

- ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第28条第1項第1号）
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第2号）

2号は不登校の規準の年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合には、目安にかかわらず迅速に調査に着手する。重大事態が発生した場合には、次の(2)～(5)の対処を行う。

(2) 発生報告

重大事態が発生した旨を教育委員会に報告する。

(3) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(4) 被害者保護

いじめの被害を受けた生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

(5) 加害者対応

いじめの加害生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

※ 「県の方針」 「IV 家庭の役割」

IV 家庭の役割

子供の成長にとって、家庭教育の役割は極めて重要である。保護者は子供に対して、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた成長・発達を促すよう努める。そのためには、保護者が子供の教育に対する責任を自覚し、愛情をもって育てることが大切である。

県では、以下の事項について様々な機会を通じて、保護者等への広報啓発活動を実施し、いじめの防止等について支援する。

1 保護者の責務

- (1) 子供の話に耳を傾け、子供の良さを認めるなどして、子供の理解に努める。
- (2) 学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子供の学校生活の把握に努める。
- (3) 国、地方公共団体、学校や地域社会等が講じるいじめの防止等のための取組に協力する。
- (4) 情報モラルの理解に努め、子供がインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けられるよう努める。

2 未然防止と早期発見

- (1) 子供の話に耳を傾け、「認める」、「ほめる」、「しかる」ことを通して、子供に決まりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせるように努める。
- (2) 家庭教育学級等に参加しながら、子供をどのように教育していけばよいのかについての学習に努める。
- (3) 子供のささいな変化を見逃さず、困っている様子があれば、子供の話に真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努める。その際、事実関係を冷静に判断し、必要がある場合、学校や専門機関に相談する。
- (4) 子供のスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについての確認を定期的に行う。

3 早期解消に向けた取組

- (1) 子供がいじめを受けた場合、身体の安全を確保するとともに、学校と協力していじめの解消を図る。
- (2) 子供がいじめをした場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ相談する。
- (3) 子供を通して、いじめの情報を把握した場合、子供のいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

- 参考 「いじめ防止対策推進法」 文部科学省
「いじめ防止基本方針」 文部科学省
「茨城県いじめ防止基本方針」 茨城県 平成 26 年 9 月
「いじめの防止等のための基本的な方針」 文部科学大臣（最終改定平成 29 年 3 月 14 日）
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 文部科学省 平成 29 年 3 月
「生徒指導提要」 文部科学省 令和 4 年 12 月